

## 市長室から お答えします

### 防災無線のチャイム

**Q** 現在、小学校に通う子どもをもつ母親ですが、防災無線から流れる夕刻のチャイムはどのような経緯で時間が設定されているのでしょうか。子どもたちは毎日、夕刻のチャイムを頼りに帰宅してきます。夏場は夕方6時に設定されているようですが、もう少し早く放送されれば、子どもも早く帰宅し、家族で有意義に時間を過ごせるのですが。

**A** 防災無線の定時放送は、4月から8月を午後6時、9・10月を午後5時、11月から1月を午後4時、2・3月を午後5時というように、放送時間を季節によって分けて設定しております。夕刻に流すチャイムの意味は、第一番目に緊急時の試験放送という役割であります。そして第二番目としては時報としての役割であります。防災無線の定時放送は、お子様たちの帰宅を促すための放送ではないということをご理解していただきたいと思っております。

しかし現在では、このチャイムを目安として家に帰られるお子様も大変多いようです。放送時間については、市民の皆様のご生活リズムに違和感のないよう考慮して設定しておりますので、引き続き現行の放送時間にてご理解していただきたいと思っております。

くわしくは市民支援課(☎20-1507)までお問い合わせください。

## 消費生活 相談 Q&A

### マイホームの購入



**Q** マイホームを購入したいと思いを集めていますが、購入に当たっての注意点を教えてください。また、「建売住宅」と「建築条件付住宅」はどこが違うのですか。

**A** マイホームを購入する場合、次のことに留意しましょう。  
資金計画をしっかりと...広さや間取りを考えると同時に、借入可能額ではなく返済可能額に重点を置いた資金計画を。

購入物件の調査を念入りに...購入希望の物件について重要事項説明書の説明を受けること、自分の目と足でその内容についてチェックすること。契約前に欠かせない、契約するかどうかを決定するための大変重要なものです。

おとり広告に注意...客を集めることだけを目的とした広告もあります。不動産業者選びは慎重にしましょう。

契約すると簡単にはキャンセルできない...いったん契約書にサインするとその契約内容に縛られます。「口約束」や「仮契約」はトラブルの元です。万が一、キャンセルできた場合でも違約金や損害賠償金などを負担することがあります。ローン利用予定の場合はローン特約(融資不可による解除)を入れましょう。

また、「建売住宅」はいわゆる既製品の家、「建築条件付住宅」は注文住宅です。前者は売買契約、後者は請負契約で、適用になる法律もまったく違います。注文住宅の場合、土地売買契約と建築工事請負契約を同時に結ぶと不利益を被ることがありますので注意が必要です。くわしい手引書は消費生活センターにあります。

くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

## 消防・防災・防犯

### 暮らしの安全 知っ得情報

#### 振り込め詐欺に注意!



巧妙かつさまざまな手口で増え続ける消費者トラブル。その代表格が振り込め詐欺。これは「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」などの総称です。

**オレオレ詐欺**...親戚・警察官・弁護士などを装って電話を掛け、交通事故の示談金・弁償費などの名目で現金を口座に振り込ませるものです。警察が示談の仲介をすることはありません。

**架空請求詐欺**...郵便、インターネットなどを利用して不特定多数の人に、架空の利用料金を請求するものです。消費者に何かの間違いだろうと連絡させ、個人情報を聞き出し現金をだまし取ることで、中には裁判所の通告を語って通知する悪質なも

のこともあります。

**融資保証金詐欺**...実際には融資しないのに融資する旨の文書を交付し、融資を申し込んできた人から保証金名目で現金をだまし取るものです。

#### 被害防止のキーワード

いったん電話を切り、本人と連絡し事実確認する。

言われるままに振り込まないで、「振り込め詐欺」ではないかと疑う。変だと思ったり、脅迫めいた言動を受けた場合はすぐに警察へ。

個人情報絶対に教えない。裁判所からの訴状や呼び出し状が届いたら放置せず、消費者生活センターに相談する。

くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。

## 国民健康保険の高額療養費 医療費が大きくなったとき高額療養費が支給されます

1カ月の自己負担額が限度額を超えたときに支給

高額療養費とは、国民健康保険加入者が同じ月内に限度額を超える自己負担分医療費を支払ったとき、超過分を支給するものです。70歳未満の限度額は右表の通り区分されています。

70歳未満の計算方法は、同じ人が同じ月内に同じ医療機関・診療科で支払った自己負担分医療費(21,000円以上のものに限る)について世帯で合算し限度額を適用します。

なお、70歳以上の高齢受給者の限度額および計算方法については6～7ページの「老人保健制度」をご覧ください。

詳細については保険年金課へお問い合わせください。

### 支給対象世帯には「該当通知書」を郵送します

高額療養費が支給される世帯には、通常2カ月後に「該当通知書」を郵送しています。この通知を受け取ったら、指定された期間内に、印鑑・医療費領収書(病院などが発行したもの)・該当通知書を持って保険年金課で申請手続きをしてください。支払いは申請月の翌月末になります。

自己負担限度額(月額)

	3回目まで	4回目以降
一般	72,300円 (医療費が241,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算)	40,200円
上位所得者	139,800円 (医療費が466,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算)	77,700円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

○上位所得者とは国民健康保険税算定の基礎控除後の所得が670万円を超える世帯のこと



## 老齢福祉年金 支払いを受けたら国民年金証書の提出を忘れずに

老齢福祉年金は明治44年以前に生まれた人など、限られた人が受けている年金です。これを受けている人は、8月期の支払いを受けたら国民年金証書を保険年金課に提出してください。



これは、受給者本人やその家族の前年の所得状況や、公的年金の受給状況を調査して、ことしの8月から来年3月までの支給額を決め、証書に記入するためです。

なお、来年4月から7月分の支給額は、来年4月期分を受領した後に記入しますので、再度、国民年金証書を保険年金課に提出していただくことになります。

老齢福祉年金は、その費用の全額が国の負担によって支給される年金であるため、その年齢の人すべてに支給されるものではありません。

例えば、他の公的年金制度から年金を受けることができるときや、本人や配偶者、扶養義務者の前年の所得が一定額以上のときは、支給停止になります。

国民年金証書の提出が遅れると、12月(11月から支払われる)に年金を受けられない場合もありますので、お早めに提出してください。

なお、平成16年分の所得を申告していない人や、新たに恩給や厚生年金などを受けられるようになった人は、保険年金課まで申し出てください。